

在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等
に関する有識者懇談会報告書

平成25年4月26日(金)

在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する
有識者懇談会

在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会報告書

平成 25 年 4 月 26 日

はしがき

1 月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件の際、犠牲となられた方々とその御家族の方々に対し、改めて深い哀悼の意を表したい。彼らは日本の国益の最前線において、過酷な環境の下、黙々と職務を遂行した我々の「同志」である。その尊い犠牲を決して無駄にしてはならない。

資源のない日本にとって海外での企業活動は死活的に重要である。仮に、現地で危険を感じたとしても、その現場から安易に撤退すれば、企業にとっては「仕事」にならない。民間部門にとっては今後とも海外、特に危険地域での企業活動を続けざるを得ないのが現実である。

この種の悲劇は繰り返される可能性がある。残念ながら、これまで日本人は官民とも、事件・事故が起きた時こそ海外での邦人の安全に強い関心を持つが、その後は「喉元過ぎれば熱さを忘れる」傾向があった。今度こそは、アルジェリアでの教訓を風化させてはならない。

今回の事件には様々な側面があるが、その本質は在外における「邦人・企業の保護」である。本懇談会も、アルジェリアでの事件は「国家安全保障」ではなく、政府と民間による「危機管理」と「情報収集・分析」に関わる問題との認識の下、これまで計五回にわたり議論を重ねてきた。

本報告書では今回の危機に対する具体的対応の在り方、情報および政府・民間企業間の連携のあり方について、危機発生前、危機の最中および危機終了後の三つの段階に分け、それぞれについて検証と提言を行っている。

我が国の在留邦人及び在外日本企業の保護を更に充実させるためには、官民それぞれの対応だけでなく、官民双方向の連携を強化する必要がある。この報告書が我が国の官民一体となった邦人保護のレベル向上に資することを切に望むものである。

1、全般的評価

今回の政府のオペレーション全般については、初動から事件収束後の対応まで、概ね迅速かつ的確であった。総理が外遊中であつたにも拘らず、政府内の政治レベルと事務レベルの連携は基本的に良好であり、事態対処の手順や判断に大きな問題があつたとはいえない。

但し、官邸の司令塔・政治主導を重視するあまり、政治レベル、特に官房長官に細かな情報判断と情報発信作業が集中し過ぎた感があることは否めない。今後の危機管理が長期化する可能性を考慮すれば、官邸内および関係省庁間の役割分担を改めて見直すことも必要であろう。

これに対し、危機発生前の政府の情報収集・分析体制については改善すべき点が少なくない。今回特定サイトに対するテロ事件自体の事前予測は困難であったとしても、中東地域、特に北アフリカ・サハラ砂漠周辺地域の情勢に関する情報収集・分析体制は必ずしも十分ではなかった。

また、従来から様々な官民協力強化が叫ばれていたにも拘らず、今回の危機発生前の官民の情報・知見の交換・共有には更なる改善の余地があったと思われる。今後は官民双方向の連携・情報共有の在り方を改めて見直し、より効果的な危機管理体制を構築すべきである。

2、危機発生前の状況

(1) 政府の体制

【評価】

検証報告書に事件発生前の総理官邸における体制・状況について詳しい言及はないが、今回の事件では、政府対策本部の設置などを含め、官邸における既存の危機管理システムや外務省を中心とする関係省庁の邦人保護システムは概ね予定通り機能したものと考える。

他方、今回は政治レベル高官が出席する対策本部会合が7回も開かれているが、このような下では総理・官房長官の負担が過重となる恐れがある。短期間であればともかく、長期にわたる事態対応が求められる場合には現行システムが機能しない可能性も十分あろう。

また、事件発生前の現地大使館の体制は警備対策官を含め日本人職員 13 名のみであり、軍事やテロの専門家は配置されていなかった。仮に、防衛駐在官や警察アタッチェが配置されていたとしても、そのみでは、このような小規模公館が今回の大規模テロ事件に十分対応できたとは思えない。

【所見】

総理官邸と関係省庁は危機管理の際の役割と責任を適切に分担すべきである。また、その際は総理・官房長官に対し過度に負担がかからないような体制の構築が望ましい。特に、危機管理の際の記者会見等対外発信の在り方については見直しが必要である。

邦人保護にかかる危機管理については、総理の指示の下、関係省庁(外務省等)が細かな実務を担当すべきである。官邸では内閣危機管理監が初動段階で総理指示を各省庁に伝える一方、各省庁からの情報を集約し、必要に応じ、調整・取捨選択すべきである。

危険が予想される現地在外公館については、防衛駐在官・警備対策官などの配置を充実させるだけでなく、邦人避難の最後の手段としての公館建物・敷地の警備体制を平素から強化しておく必要がある。

今回のような小規模公館に対しては、検証報告書にあるような TRT-2 や緊急展開チームの派遣を含む大規模かつ緊急の応援・支援が不可欠であろう。今後はこの種の大規模支

援投入を円滑に行うための様々なロジ体制の整備が必要である。

(2)情報

【評価】

今回の事件のような天然ガスプラントに対するテロ攻撃は前例がなく、攻撃の具体的場所、時期、態様などを事前に予測することは極めて困難であった。こうした状況は諸外国の情報機関もほぼ同様であり、この点について我が国の各種情報機関などの非を問うことはできない。

他方、仮に特定攻撃の事前予測が困難であったとしても、政府全体としての中東地域、特に「アラブの春」とリビア内戦を受けた北アフリカ・サハラ砂漠周辺地域の情勢に関する情報収集・分析体制の不十分さを正当化することにはならない。

また、官民間でも、今回の事件に関しアルジェリア、特にイナメナーズの現場周辺の治安状況については情報が十分共有されていなかったように思える。民間の情報収集活動には限界があり、企業の現地事務所と在外公館との情報共有の頻度とレベルにも改善すべき点があった。

【所見】

政府の情報機関については、限られた予算の中で情報収集・分析能力を向上させるべく、資源の集中といわゆる「生情報」の共有を真剣に検討すべきである。その際は、特に、政府の各情報機関間の生情報共有と、分析結果を適宜官民で共有できるメカニズム構築が重要である。

情報の官民共有を永続化させるためには、一方向ではなく、インテリジェンスの提供を含む双方向の情報共有が望ましい。また、官民では単なる情報の交換・共有だけでなく、平素から恒常的に海外の安全に関する問題意識とノウハウを共有していくことも従来以上に必要となろう。

(3)政府・民間企業間の連携

【評価】

検証報告書では言及されていないが、事件発生前の官民連携は必ずしも緊密ではなかった。特に今回の事件の場合、首都から遠い地方でのプラント建設というプロジェクトの性格上、官民で事前に十分連携することは決して容易でなかったと思われる。

また、一般に邦人保護といっても、対象となる業界は個人・団体旅行者を扱う旅行業からプラント関係、建設業、商社などまで多種多様である。これら全てを統括所管する政府組織は見当たらず、海外邦人保護の官民連携を進めるためのより重層的なネットワークも存在しなかった。

【所見】

政府・在外公館は海外邦人・企業の危機管理に関する常設窓口を整備して、海外事務所・工事現場・出張所・宿舎等での安全対策・避難対策につき適宜助言するとともに、海外の危険地域、特に特定の遠隔地について官民のネットワーク・連絡網を構築・改善する必要がある。

在外公館のホームページの開設と情報内容の更新は重要であり、有事の際は、メール網と併せ、緊急連絡や対策周知のための媒体として機能する必要がある。今後はITアプリ等を積極的に活用し、官民が持つ様々な情報をより簡便かつ効果的に共有・発信できることが望ましい。

3、危機の最中

(1) 政府・民間企業のオペレーション

【評価】

総理官邸および関係省庁における初動は概ね迅速かつ的確であり、大きな問題は見られない。総理が外遊中であつたにも拘らず、政府内の政治レベルと事務レベルの連携は基本的に良好であり、事態対処の手順や判断にも大きな問題はなかった。

また、今回政府は事件発生後短期間で、外務大臣政務官以下 TRT-2 を含む 40 余名の支援要員を現地に送り込むとともに、政府専用機を派遣して生存者と犠牲者のご遺体を輸送するなど、極めて手厚いオペレーションを行った。

関係民間企業における初動体制や情報発信も概ね適切であり、官民の情報共有・連携も比較的スムーズであつた。他方、アルジェリア政府との関係では、関係国との協議のないまま先方が軍による制圧作戦を開始したこともあり、相手国政府との連携は必ずしも円滑ではなかった。

【所見】

テロ事件では「テロリストに譲歩しない(no concession)」ことが原則である。今回日本政府がこの原則を前提に「人命最優先」を基本方針としたことは評価されるべきであろう。その意味でも、アルジェリア政府が諸外国政府と十分連携せずに制圧作戦を強行したことは遺憾であつた。

今後は、関係国との情報照合や様々な連携を進める上でも、早い段階で相手国政府への働きかけを開始する必要がある。また、この種の事件では本邦または近隣在外公館から現場で即戦力となるスキルを持ち合わせた緊急対応要員を遅滞なく確保・投入できるよう、ロジ面の支援体制を整備しておくことも重要である。

(2) 情報

【評価】

危機管理の際は常に情報が錯綜するものだが、今回の事件も例外ではなかった。特に、人質等日本人の安否情報については情報が二転三転するなど混乱が続き、一部には縦割り行政の弊害も散見された。

【所見】

危機管理オペレーションの最中に得られる情報のほとんどは「インテリジェンス」ではなく、精査されていない「生情報」である。この種の「生情報」を取り扱う際は、それが各情報機関の提供する「インテリジェンス」とは本質的に異なることを「司令塔」である官邸だけでなく、国民・マスコミも十分理解する必要がある。

また、この種の危機管理においては、二次的あるいは同時並行的な危機の発生とそれによる被害の拡大を避けるためにも、政府の各情報機関が、目前のオペレーションとは独立して、関連する周辺事象を冷静に整理・分析する体制を強化することが望ましい。

(3) 政府・民間企業間の連携

【評価】

検証報告書に詳しい言及はないが、今回のオペレーション全般に政府と関係企業（日揮）との連携は非常に緊密であったと思われる。

【所見】

この種のオペレーションでは、政府と民間企業間の情報伝達を迅速に行うとともに、特に初動段階での政府内連絡を、1対1の電話連絡だけでなく、ビデオ会議等のような多元的同時通信により、更に迅速化・効率化することが望ましい。

また、情報を適切に管理できたとしても、それを何時の時点で、どこまで開示するか判断は極めて難しい。特に、事件が進行中の場合、安否確認と報道発表については十分慎重に考える必要がある。

開示する情報は、社会に対し最小限必要なレベルとし、それぞれのケース毎に諸事情を踏まえつつ慎重に判断すべきであり、決して犯人側に資する情報を提供しないよう注意すべきである。

4、オペレーション終了後

(1) 政府・民間企業の体制

【評価】

今回の事件後、時を置かずして検証報告書を作成し、本有識者懇談会を立ち上げたこと自体、政府において邦人保護に関わる危機管理体制の重要性に対する問題意識が深まっていることの証明であり、高く評価できる。

【所見】

今回の事件後に事件の全容・事実関係等につき検証・反省・見直しを行った上で、それを危機管理マニュアルや研修に反映させ、継続的に改善することが重要である。その意味でも、アルジェリア政府には制圧作戦の詳細等につき説明を求め、事実関係の全容を解明する必要がある。

他方、検証報告書では触れていないが、この種のテロ事件については政府に過度に依存する傾向が一部に見られ、中には「何でも国が対処して解決すべし」といった雰囲気すらあったことも否定できない。テロに対する心構えを持つという点では、国民・マスコミにも一定の意識改革が必要である。

(2)情報

【評価】

検証報告書では情報収集・分析について様々な困難があったとされているが、最大の問題は十分な分析能力を持つ専門家の圧倒的な不足である。この点については一部に改善の動きも見られるが、予算、人員などの壁があり、分析能力の飛躍的向上は実現していない。

【所見】

情報分析の基本は必ずしも「極秘情報」の入手でない。分析とは、膨大な量の公開情報を丹念に読み込み、政治、経済、軍事など様々な分野の専門家のクロスチェックを経て仮説を作り、最後にそれを非公開情報によって検証するという地道な作業の繰り返しである。

今回の事件後、事件発生前に取捨選択した情報のうち、一旦は「捨てた」情報を復活させることも厭わず、事件前に行った全ての情報分析を再評価するとともに、その結果を反映した情報収集・分析体制の再検討を行うことが重要である。

(3)政府・民間企業間の連携

【評価】

生存者と被害者のご遺体を移送するために政府専用機を派遣しただけでなく、事件後の被害者及びご家族の「心のケア」を重視するなど、被害者に対し手厚い支援を行ったことは評価できる。

【所見】

事後の適切な時期に、今回と同様、オペレーション全体の検証内容を公表するとともに、警備・防衛などの成功例があれば、これを日系企業・邦人に限らず広く情報収集し、体系化を図った上で次への備えに反映させることが重要である。

「心のケア」が必要な被害者には生存者(負傷者も含む)だけでなく死亡者のご家族など

も含まれる。大企業であっても、一度に多くのケア対象者が発生するような事態の対応は容易ではない。まして、中小企業や個人の場合は自助努力による対応が困難であろう。

検証報告書には大使館員にこの種の研修を行うとの記述もあるが、政府として予め専門医療機関やNPOに専門家を登録させ、現地派遣などに即応できる態勢を整備する必要がある。また、相談者がこれらの組織に直接相談できる方法も確保しておくことが望ましい。

5、総括と提言

(1)総括

(イ)この種の事件の際に、政府の迅速かつ適切な対応、平素からの官民の情報交換、情報共有が重要であることは論を待たない。同時に、海外での邦人・企業の安全と生存については、第一義的に政府ではなく、各企業が自助努力により責任を持つべきことも国際的な常識である。

特に、今回は、海外での安全確保に時間とコストがかかること、また、開発途上国内の遠隔地における官民の連携構築が急務であることなどを思い知らされた。悲劇を風化させないためにも、今度こそは長続きのする官民連携メカニズムを作り、これを育てていかなければならない。

(ロ)また、今回は危機発生の際に政府が「正確な」情報を「タイミング良く」入手できなかったことへの批判も一部にあった。確かに改善すべき点はある。他方、そのように正確な情報が時宜を得た形で入手できる状況はまだ「平時」であり、決して「危機」ではないことも忘れてはならない。

「危機」とは、不正確な情報しか入手できない中、不完全な対処を余儀なくされる状況である。「危機管理」とは、そのような状況下でも、政府・民間企業が最善と考えられる情勢分析、政策判断及びその実行を強いられる知的プロセスである。この点は正確に理解されなければならない。

(ハ)更に、危機の下での官邸の「司令塔」機能とは、官邸が個々の対応を全て取り仕切ることではない。官邸は「前線の小隊長」ではない。官邸の「司令塔」とは、危機に際し政治指導者が冷静でバランスの取れた最善の政治判断を下し、それを国民に説明できる機能でなければならない。

危機の際に政治主導が重要であることは当然であるが、政治レベルの政策決定責任者の負担が過重となる傾向がある現状には改善の余地がある。例えば、対策本部等閣僚級会合の開催頻度やオペレーションに関する記者会見等対外発信の在り方には見直しが必要である。

(ニ)最後に、政府による邦人保護の危機管理の際は、政治レベルの迅速な政策判断とこれを支える事務方との連携が不可欠である。いわゆる「行政の縦割り」の弊害を極力排除し、官民一体となった「オールジャパン」による対応が必要であることは言うまでもない。

なお、今回は一般財団法人エンジニアリング協会、一般社団法人日本貿易会などから貴

重な提言・コメントが得られたところ、これらの関連資料も本報告書に添付する。

(2) 提言

上記に述べた総括に加え、官民の協力・連携を中心に、特に重要と思われる9点につき次の通り提言する。

(今直ちに実施可能または実施すべきこと)

海外で行うこと

(イ) 危険地域等で就業する企業と政府との定期情報交換

危険地域等に進出している企業が得た情報を、定型化された用紙を用い、政府・在外公館に報告させる一方、同情報に対する政府側のコメントを当該企業を含む関係者にフィードバックするシステムを確立する。

(ロ) 海外安全対策連絡協議会の定期開催

在外公館における海外安全対策連絡協議会会合の定期的開催を徹底する。これにより、現場における政府と民間企業間のコミュニケーションを活発化し、リスク情報の収集・共有を進め、企業に対する安全対策支援を拡充することが期待される。

日本国内で行うこと

(ハ) 「官民合同海外安全セミナー・演習」の立ち上げ

既存の関係団体・組織などを活用し、官民が参加するセミナー・演習を実施する。具体的には、官民の専門家を招き、企業内の危機管理体制のあり方、各現場での警備のあり方、各地域のテロ情報・治安情勢に関するブリーフィング、官民合同の演習(シミュレーション)などを行い、危機の際の官民の連係や情報共有の円滑化を図る。

その際は、企業に対し危機対応の重要性を啓発するだけでなく、テロ、誘拐などを想定した企業のサバイバル・マニュアル整備に対する政府の支援、各社の危機管理専門チームに対する政府の助言などを行うことも想定されよう。

特に、平素からの安全対策、テロ対策、危機管理に関する研修・訓練は重要である。受講人数を増やすため、コンピューター上のオンライン・シミュレーションを活用したインターアクティブ(対話方式)な演習も必要となろう。

これらは一企業単位でそれぞれが実行するより、一括して適切な組織が請け負う方が効果的・効率的である。たとえば、政府内に「危機管理研修センター(仮称)」を設置するなどし、その組織が一括して教材、研修カリキュラム、講師陣を揃え研修を実施することも一案

である。

(今後、中長期的に検討すべきこと)

海外で行うこと

(イ)非常時、緊急時の通信手段・避難手段の確保

民間企業の現場サイト等と在外公館との連絡体制を整備する。特に、衛星電話を持ち込めない国について、政府・在外公館は相手国政府に対し持込みの許可を働きかけるとともに、状況によっては、政府保有の衛星電話を企業に貸与することも検討することが望ましい。

また、緊急時には遠隔地の現場等から邦人を迅速に退避させることが不可欠となる。政府は先般国会提出された自衛隊法改正案を含め、邦人退避のために必要な手段を拡充すべきである。

日本国内で行うこと

(ロ)国民の意識改革、啓発活動の推進

外務省領事局所管の海外安全官民協力会議など既存の官民協力体制を再活性化させ、官民の情報交換と重要課題の議論を一層活発化させるとともに、そうした議論の結果を実効性のある安全対策につなげるための啓発活動が不可欠である。

その意味では、近年この種の活動が予算縮小等の理由により停滞していることは問題であり、改善する必要がある。また、国民及び企業の意識改革という観点からは、外務省だけでなく、他の関係省庁の関与も重要である。

例えば、企業の事業支援に携わる経済産業省が様々な機会に関係企業に対し安全対策の重要性について注意喚起することも有効であろう。

(ハ)在外公館警備対策の拡充

緊急時における邦人避難の最後の手段であり、平時からの情報収集と安全対策支援の砦でもある在外公館の警備対策を強化し、在外公館の活動を一層拡充すべきである。

(ニ)被害者及び被害企業に対する救済

企業が海外へ進出する以上、安全確保のために必要なコストを負担することは当然であるが、実際には危険に遭遇する蓋然性は必ずしも高くない。この点を考慮すれば、政府が企業による安全確保のための自助努力を適宜支援することも必要である。

特に、民間各種保険ではテロ行為につき求償できない場合が多い。政府は貿易保険の

適用、犯罪被害給付制度及び労災保険制度の適用範囲の拡大、海外安全対策費用の損金算入等を検討すべきである。

(ホ)国際テロに関する国別報告書

民間企業が海外における安全対策を進めるためには国別の国際テロ関連情報が不可欠である。この点では、米国務省が発表する「国際テロ活動の年次報告書」は国別情報も充実しており、極めて有用である。

今後も民間企業の安全対策を支援していくためには、政府自らが国際テロの国別情勢に関する年次報告書を作成することも検討すべきである。

(ヘ)情報機関間の人事交流と資源の重点的配分

既存情報機関間の人事交流を進める一方、既存の情報機関が「五月雨」式に分析官を養成するのではなく、各機関が人事交流などを通じて統合的に地域情勢分析の即戦力となる人材を育成することが望ましい。その際は限られた人的・物的資源を(例えば、地域情勢分析の中心となる外務省などに)重点的に配分することも検討すべきである。

(了)

○ 「在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会」構成員

宮家 邦彦<座 長> 立命館大学客員教授

小島 俊郎 (株)日立製作所リスク対策部長

田中 浩一郎 日本エネルギー経済研究所中東研究センター長

藤田 潔 三菱商事(株)人事部長

堀田 研二 千代田化工建設(株)執行役員・企画管理本部本部長代行

弓削 昭子 国連開発計画(UNDP)駐日代表・総裁特別顧問

○ 開催実績等

第1回(平成25年3月1日)

・検証委員会からの報告

第2回(平成25年3月14日)

・日揮株式会社からのヒアリング

・「企業と政府との情報交換・協力体制」について

第3回(平成25年3月28日)

・浅野竜一 (株)ZOAS代表取締役社長からのヒアリング

・阿部重夫 ファクタ出版(株)代表取締役社長からのヒアリング

・「危機管理のオペレーション」について

第4回(平成25年4月8日)

・「情報収集・分析等」について

・「懇談会報告書」の方向性について

第5回(平成25年4月26日)

・「懇談会報告書」について

○ 添付資料

資料1： インフラ海外展開を担う日本企業の危機管理体制の強化に向けて(一般財団法人 エンジニアリング協会)

資料2： 海外在留邦人・在外日本企業の保護のあり方に関する要望(一般社団法人 日本貿易会)

資料3： 危機管理の各段階とオペレーションから検証への流れ(浅野竜一(株)ZOAS代表取締役社長)

資料4： 在留邦人保護有識者懇への提言(阿部重夫 ファクタ出版(株)代表取締役社長)

※ 議事概要等について以下のアドレスを参照：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogo/>

インフラ海外展開を担う日本企業の危機管理体制の強化に向けて

平成 25 年 4 月 2 日

一般財団法人 エンジニアリング協会

【提 言】

我が国は、世界各国において広義のインフラの建設、その他多様な事業活動を通して平和で豊かな国際社会の実現に向けて貢献して来ている。その中でも、エンジニアリング業界は、長年にわたりその一翼を担って来た。

日本政府は、かねてよりODAによる各種インフラの建設、人材育成支援等多岐にわたる援助により、開発途上国の経済発展や経済格差の是正に尽力して来ている。これら国家レベルでの経済援助はテロ行為の撲滅にも寄与しており、高く評価されるものである。

他方、日本政府の取組にもかかわらず、世界各地、特にインフラ海外展開の主要市場である開発途上国では治安の悪化、更にはテロ行為が頻発しており、海外で活動する日本企業の役職員などは、予測のつかない危機・危険に晒されている。

本年1月16日に発生したアルジェリア人質事件は、誠に残念であり慙愧に堪えないがエンジニアリング業界の各社は、適切な危機管理が事業活動に取り極めて重要であることを再認識しているところである。

当協会の会員企業はこの事件を一企業の問題としてではなく、海外に進出する企業全てに関わる重要な課題として捉えているが、日本人をはじめとする日本企業の役職員が安心して業務に邁進するために、日本政府の支援を受けつつ更なる可能な対策を講じるとともに、官民での更なる協力体制構築などの連携を図らなければならない。

かかる状況のもと、日本企業は危機管理に関して、日頃より万一の危機・危険の発生を予測し予め対策を検討し、緊急事態の発生時に、適切かつ迅速に行動できるよう措置することが極めて重要である。

については、海外において、日本企業及び役職員が安心して事業活動が出来るために「危機管理」に関して、更に万全を尽くしたく、インフラ海外展開を担う日本企業が執るべき「危機管理」や必要と考えられる日本政府（在外公館を含む）の支援の在り方について、ここにご提言申し上げる。

なお、本提言では、エンジニアリング協会に参加するインフラ海外展開を行うプラントエンジニアリング業や建設業などの企業に焦点を置き、日本企業側に求められる取組及び一企業では対処困難と考えられ日本政府と連携した取組が必要な事項について特に検討を行ったものである。

私どもエンジニアリング協会は、今後、日本政府や関係機関・関係団体等との意見交換・協力を行いつつ、日本企業の危機管理体制の強化に向けた取組を着実に進めていく所存である。

インフラ海外展開を担う日本企業の危機管理体制の強化に向けて

危機管理に当たっては、日頃からの情報収集、分析が重要であり、日本企業が海外でビジネスを遂行するに当たり、その原則は企業及び役職員個人の自己責任となる。

日本政府は、国民の生命や安全の確保に万全を期すことが強く期待されている。今回のアルジェリア人質事件を契機として、企業及び従業員個人では十分な対応が困難な事項を中心に更なる取組の強化を行っていただきたい。さらに、危機管理をめぐる情勢は日々刻々と変化するものであり、日本企業の海外展開の状況を踏まえつつ、日本政府は、エンジニアリング業界を含む産業界との連携・協力を密にしつつ、将来にわたって不断の検証と改善を行っていただきたい。

本提言においては、「武装集団等によるテロの発生」、「戦争等国際的紛争の勃発」、「誘拐」、「大規模な暴動」、「内戦の発生や深刻化」等に起因する日本企業の役職員や関係者の身体・生命に関わるあらゆる危険行為を危機管理の対象とする。また、日本企業に従事・協力する全ての関係者で、特に海外でビジネス展開を行っている日本企業の役職員及び協力企業からの派遣社員を本提言における危機管理の対象とする。

開発途上国等の特定地域に限らず、アメリカがターゲットとなった2001年9月の同時多発テロなど、この危険性は全ての地域にあり、地域を限定することは出来ないが、昨今の世界情勢からは、特に住民の騒乱やテロリストによる誘拐や攻撃など武装勢力の脅威が懸念される地域として、中東、アフリカ、中南米、東南アジアの一部、中央アジア等が考えられる。

記

1. テロ、誘拐などを想定したマニュアルの整備

多くの企業は「危機管理」マニュアルを有するが、そのほとんどの企業のマニュアルでは、今回のアルジェリア人質事件のようなテロ行為や当該国政府の短期間での実力行使による解決方法は想定されていない。このため、外部専門家などの協力を得て、こうした事態を想定したマニュアルの整備を早急に行うことが必要である。

しかし、日本企業はマニュアル整備に必要な知見を十分有しているわけではないので、外務省による海外安全ホームページをはじめ、日本政府や関係機関・関係団体が行う情報提供を充実させていただきたい。

2. 社内における危機管理専門チームの充実

多くの企業は社内危機管理専門チームを有するが、そのほとんどの企業では、今回のアルジェリア人質事件のようなテロ行為、それに伴い内外の政府・関係機関と速やかに連携・協力することが必要な事態は想定されていない。このため、1. のマニュアルの整備に合わせて、社内危機管理専門チームの拡充・新設を行うことが必要である。

日本政府には、講演会、相談、ホームページなどを通じ外国の会社の対応状況など参考になる情報を提供いただくことをお願いしたい。

3. 企業への危機対応への啓発

多くの企業は「危機管理」方針を有するが、そのほとんどの企業の方針では、今回のアルジェリア人質事件のようなテロ行為を強く意識したものではない。このため、改めて「危機管理」方針を見直し、海外でのビジネス展開を行う日本企業における従来の「危機管理」方針に加え、テロ行為、更には伝染病、洪水や地震なども想定した危機・危険に対する意識啓発が必要である。しかし、日本企業における危機対応への啓発では、日本政府による危機管理の重要性や対応についてのセミナー開催も企業への啓発で重要であると考えており充実させていただきたい。

4. 海外事務所・工事現場（出張所・宿舎）における安全対策及び避難対策の強化

多くの企業は海外事務所・工事現場における安全対策及び避難対策を講じているが、そのほとんどの企業の対策では今回のアルジェリア人質事件のようなテロ行為は想定されていない。このため、こうした事態に対処できるよう、以下の対策の強化を行うことが必要である。

- ①現場事務所及び宿舎の警備・警護設備の強化
- ②通勤・外出時における武装警備の強化
- ③緊急時の避難計画の策定の充実・強化
 - 避難用シェルターの確保
 - 避難経路の事前確認（第三国への経路も含む）
 - 避難時の優先順位
 - テロリストと対峙した時の対応

日本政府には、講演会、相談、安全ホームページなどを通じ外国の会社の対応状況など参考になる情報を提供いただくことをお願いしたい。

5. 非常時の通信手段の確保 —衛星電話は非常時の通信として極めて有効な手段—

建設される資源やエネルギーに関するプラントの多くは、首都から離れた荒涼としたところにあり、通常の電話や携帯電話も通じないことが予想される。このような環境の中、海外で事業活動を行う日本企業は、衛星電話を常備する（支店、出張所、宿舎など）ことが望まれる。

しかし、衛星電話は国・地域によっては当該国政府による許可が必要とされることから、その取り扱いは、各国・各地域の状況について、外務省や在外公館ホームページで公開されることが望ましい。また、持込手続に時間を要する場合は、日本政府・在外公館の支援で手続時間の短縮を働きかけていただきたい。

（事例①：衛星電話の海外持ち込み）

アルジェリアに駐在する当協会賛助会員企業の日本人社員が、アルジェリア人質事件発生後、安全確認をするために、一時帰国した。その後、アルジェリアに再赴任した際、本社の指示で非常時の緊急連絡用の衛星電話を持ち当該国空港で通関を受けたが没収された。その後、他の日本企業からの情報では、同国への衛星電話持ち込み手続きには数カ月を要することが判明した。

6. 在外公館への在留届提出について

日本企業は、海外での事業活動の際、必要な役職員による在留届の提出を行うなど在外公館との情報共有を積極的に行うべきである。

現在在留届はインターネットで出来るようになっているが、日本企業には必ずしも認識されていないため、日本政府や在外公館はこうしたシステムの利用に関し更なる啓発活動を行っていただき、日本企業やその関連企業の当該国滞在者数について把握できるよう努めていただきたい。

具体的には、エンジニアリング業界の現地活動が大きく期待される石油・天然ガスや鉱物資源などに恵まれた以下の国・地域については在留届の重要性が高いと考えている。

- アフリカ地域：アルジェリア、アンゴラ、エジプト、スーダン、ナイジェリア
モザンビーク
- 中東地域：イラク、イラン
- 中南米地域：エクアドル、ベネズエラ
- アジア地域：パプアニューギニア
- 中央アジア：アゼルバイジャン

7. 日本政府及び在外公館と日本企業の情報共有

海外進出した日本企業が日常の業務などで得た危機管理に関する情報は、可能な範囲で、日本政府や在外公館に通知する。また、ローカルスタッフや現地政府・企業等と危機・危険情報を共有し、その情報を在外公館とも共有する。

日本政府や在外公館では、以下の点についてお願いしたい。

- ①海外進出した日本企業が行う危機・危険情報の更なる収集・分析活動への一層の支援、及び在外公館からの迅速な情報提供
- ②専門の教育を受けた危機管理担当官を在外公館に派遣
 - －危機管理担当官に期待する主な役割－
 - ・当該国、関係各国（特に米国国務省をはじめとする欧米）からの情報収集
 - ・当該国の言語による業務遂行
 - ・進出している日本企業への連絡
 - ・非常時における日本企業への支援

具体的には、エンジニアリング業界の現地活動が大きく期待される石油・天然ガスや鉱物資源などに恵まれた以下の国・地域について、優先的に検討していただきたい。

- アフリカ地域：アルジェリア、アンゴラ、エジプト、スーダン、ナイジェリア
モザンビーク
- 中東地域：イラク、イラン
- 中南米地域：エクアドル、ベネズエラ
- アジア地域：パプアニューギニア
- 中央アジア：アゼルバイジャン

(注：対象国は、上記6に記述の国と同じ)

(事例②：危機管理担当官)

賛助会員企業が、1970年代末に、ナイジェリアのカドナで大型製油所建設の際、ナイジェリアの治安について、日本では、極めて悪いとの情報が流布していた。当時、在ナイジェリア日本大使館の危機管理担当官から、適切な情報を得て当初、大変危険と考えられていたラゴスからカドナまでの800キロメートルにわたり、合計10万トンに及ぶ貨物の陸上輸送を行うことを決定し、無事陸送を完了した。プラント建設に当たり事前に予想された強盗、テロ、更には、伝染病などのリスクは、当該大使館の危機管理担当官の適切な情報に基づき回避された。1980年には在ナイジェリア日本大使館の危機管理専門官がナイジェリア政府や他国大使館との情報交換を行い、分析結果を在ナイジェリア日本人会で逐次説明され、邦人及び日本企業の危機管理に役立った。

8. 日本政府及び在外公館の危機管理に関する常設の相談窓口の開設

日本企業は在外公館との緊急時の連絡先を相互に共有するべきである。

在外公館は、日本企業と緊急時の連絡先となる危機管理部門及び担当者の連絡先を共有することを検討していただきたい。

海外での危機・危険の発生は、時間を選ばないことから日本から時差があるなど緊急連絡に支障を来される場合も想定されることから、24時間常設の緊急時における窓口が必要と考える。現在、日本政府及び在外公館の危機管理に関する24時間常設の相談窓口が必ずしも明らかではないため、24時間常設の相談窓口を公表していただきたい。

9. 在外公館からの警告を含む危機・危険情報の発出

日本企業は日本政府及び在外公館から提供される危険情報等に常に注意を払い、社内の危機管理の判断に引き続き最大限活用するべきである。また、契約先との関係で、危機の認定について、認識共有を図るべきである。

他方、日本企業は日本政府及び在外公館から提供される危険情報等を重要な判断根拠としているので、日本政府又は在外公館が危機・危険を察知した場合は、それぞれいち早く当該地域に進出している日本企業（本社、現地）に「危機・危険情報」として連絡を行っていただきたい。これにより、海外の遠隔地で勤務する日本企業の役職員及び協力・関連企業の従業員の一早い避難を可能にするるとともに、当該国への出張者の旅程変更などを行い危機・危険回避を行うことが出来る。また、通常、退避勧告（advise）では、契約上、建設工事の中断及び出国許可が認められないので、日本政府には、公権力の行使を含め、こうした退避が現実的に出来ない事態を回避する制度・措置、例えば、退避勧告を通常の退避勧告と、退避指示相当の退避勧告の二つに分けるなどを検討していただきたい。

(事例③：イラクのクウェート侵攻（1990年1月17日）)

1990年1月17日に発生したイラクのクウェート侵攻時に、当時、イラクで石油化学プラントの建設に当たった多くの当協会賛助会員企業の従業員が、人間の盾として人質になった。この種の危機・危険を事前に察知でき、予め避難が出来ることが望ましく被害を最小限にとどめることを可能とする。

(事例④：第一次湾岸戦争におけるサウジアラビアでの顧客対応)

イラクのクウェート侵攻に続く第一次湾岸戦争においては、戦争突入まで時間があつたものの、顧客は不可抗力の状況に陥っていることを認めず、そのため、最後まで契約通りの納期を主張し、退避を認めなかった。当時、日本政府から退避指示（命令）が出ていれば顧客に交渉し退避出来たのではないかという意見もある。

1 0. 現地における安全対策連絡協議会の組織強化

危機管理の観点からも、日本企業は現地での人的ネットワークの構築を積極的に行うべきである。従来、在外公館と当該国日本人会・日本人商工会議所は、日常的に密接な連携を行っているが、アルジェリア人質事件を踏まえ、在外公館を中心とした安全対策連絡協議会が未整備の国・地域では官民が連携し早急に組織するとともに、既に安全対策連絡協議会が設置されている場合は情報共有や連携体制の強化見直しを行うべきである。

1 1. 被害者及び被害企業に対する救済

日本企業は、現地の状況に応じ、適切なリスク評価を行い、必要に応じ、各種保険や補償制度の活用を行うべきである。

しかしながら、今回のアルジェリア人質事件のようなテロ行為に対し、現行の各種保険や補償制度では十分対応できない場合が考えられる。このため、日本政府は、日本企業のニーズを踏まえつつ、必要な情報提供を行うとともに、公的な保険や補償制度の必要性を検討するべきである。

エンジニアリング業界では、現時点で、例えば、以下のニーズが考えられる。

①民間の各種保険で求償できないテロ行為等の公的保険での填補

テロ規定に関しては、組立保険にテロ除外規定があり、破損したキャンプの補修等の費用は補填されない。また、現在の国際的な請負契約の標準（FIDIC）では、プラント建設契約の不可抗力条項を適用すると、テロに起因するプロジェクト中断による納期延長は認められるが、中断コストの負担は少なくともその大部分につきプラント建設を行う請負企業側となる。したがって、当該費用負担について顧客との交渉に臨んだとしても、当初から契約対象外の費用と言う制約を抱えた困難な交渉とならざるを得ない。

テロ行為などの理由で発生する中断コストに関して、貿易一般包括保険での適用を検討していただきたい。ただし、保険料率の上昇は、国際競争力の観点からもできるだけ避けたい。

②海外でのテロ行為による被害者に対する犯罪被害者給付金制度の適用範囲の拡大

現行の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者給付金制度の適用範囲は、国外は日本船舶・航空機内において行われた人の生命・身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病、または障害が支給対象に限定されており、企業の実態に合っていない。このため、海外のあらゆる邦人の危機・危険での犯罪被害まで広げていただきたい。

③一般労災の適用範囲の拡大

現行の一般労災の強制加入の適用範囲は国内業務又は会議等による短期海外出張であり、特約で海外現場勤務等が対象となるが保険料率が高い。

また、海外現場赴任者には民間労災保険を手当てしている会社も多々ある状況である。

このため、例えば、強制加入の適用範囲に、海外現場勤務、海外事務所・子会社勤務を加えるなど、海外テロ被害者を対象と出来、企業が使いやすい公的保険制度の検討をお願いしたい。

具体的には下記をご検討頂きたい。

ア) 一般労災の強制適用拡大による、海外勤務に対する災害補償

(国内同様、強制適用される共通プラットフォームの整備等)

イ) 海外労災の補償レベル向上

(例: 国内労災同様、賞与をベースとして遺族特別年金制度を設けて補償を厚くする等)

(事例⑤: 海外におけるプラント建設での建設請負契約)

現在の国際的な標準的な契約約款においては、テロ事件は不可抗力条項に該当し、納期延長は認められるものと思われるが、中断から再開に至る諸経費は、顧客に請求できず、また契約解除権が与えられていない。

今回のケースでは、契約に基づき補償が受けられない状況であり、企業としてアルジェリア側の顧客の譲歩や理解を引き出し、これら費用負担について交渉を行うということになるが、顧客がその費用を負担する保証はない。

(事例⑥: テロ被害者が出た場合の企業にとっての労災の問題点)

- ・海外労災との比較でいえば、算定基礎日額上限が国内労災 2.5 万と海外労災 2.0 万円と 5 千円程異なり、結果として国内労災の遺族補償給付額が最大 150 万円/年程、海外労災を上回る。
- ・事業主の災害補償義務の主旨から、国内労災の適用対象者を「労基法適用者か否か、即ち労働者性の有無」で判断するとしても、ご遺族から見ると、同じ会社の従業員でなぜ出張者と駐在者で補償額が異なるのか、納得するのは難しい。
- ・更に、エンジニアリング業界の場合、海外現場遂行のために、様々な会社からスペシャリストを呼び寄せるが、海外労災は強制加入ではなく任意加入のため、雇用主により各人の補償が違う。民間保険の人もいれば、短期出張の人もいれば、海外労災の人もいる。補償額に大きな差があると企業は対応に苦慮する。
- ・海外労災に代わる民間の海外旅行保険も、一時金でしか受け取ることができず(年金で受け取ることとはできず)、労働者にとって利便性が高いとは言えない。
- ・クレジットカード付帯の海外旅行保険も出発後 90 日間のみ有効で、これを超える長期駐在者には適用されず、使い勝手が悪い。
- ・出張期間が延びることが多いが、その都度海外労災の申請が必要である。

1.2. 被害者となった役員・従業員及びその家族への配慮

緊急事態が生じた際、企業は、被害者となった(と考えられる)役職員及びその家族への連絡、メディア対応、帰国の手順等について、適切な対応を行う必要がある。その際、企業は被害者となった(と考えられる)役職員及びその家族に十分配慮した対応を行うことが重要な責務である。

他方、日本企業の対応は、日本政府の国民への情報発信の時期や内容に大きく影響を受

けるため、日本政府は日本企業と十分な意思疎通を図りつつ、国民への情報発信を行うことを改めて明確にすることをお願いしたい。

また、生存者、或いは不幸にして命を落とされた方のご遺族の精神的なケアに十分な配慮が必要であるが、現行の犯罪被害者等基本法に基づくカウンセリングなどのケア制度が利用可能であることは十分認識されていない。このため、海外におけるテロ被害を含め、本制度御利用可能対象範囲の一層の周知を検討すべきである。

(事例⑦：アルジェリア人質事件での被害者及びその家族への配慮)

今回のアルジェリア人質事件では、生存者については氏名が未だ報道されておらず、死亡者についてはご遺体が帰国されてからの発表となった。

当該企業は、被害者に関して、マスコミへの情報公開を日本政府と調整しながら可能な限り限定していた。一方で、日本政府が死亡者名の公表に踏み切らざるを得なかった事情も理解される。企業としては、外国人関係者も含めて個々の家族ごとに担当者を決め適切な情報交換を続け、かつ外部への公開制限も行った結果、外部から先に情報が流れるような事態は避けられ、信頼関係が保持できた。

また、生存者の心のケアについては外部専門家も起用し慎重に行っている。「今回のような被害を受けた生存者の場合、外部からのストレスによる PTSD 発症等可能性もゼロではない。」という専門家の見解に従い、生存者の姓名についても一切の発表を行っていない。

以上

(別表)

危機・危険に対する対応（発生前・発生時・発生後）
 —官民が連携し危機・危険の回避に向け協力—

	危機・危険発生前	危機・危険発生時	危機・危険発生後
日本企業 (危機発生国・地域)	在外公館と連絡体制構築 模擬訓練（マニュアル） 情報収集	在外公館、相手国政府等関係 機関に連絡 ＜マニュアルに従い対応＞ ・ 本社への連絡 ・ 滞在者数の確認 ・ 安否確認 ・ 避難	傷病者の緊急搬送 犠牲者の遺体の搬送 危機発生に伴う当該国政府との折衝支援
日本企業 (日本本社)	マニュアル作成 日本政府との連絡体制構築 マニュアルに基づく模擬訓練	海外出張所などからの連絡発生時の政府連絡の確認（24時間体制） 外務省に連絡（連携） 必要に応じ所管官庁に連絡 報道対応	人命を失った被害者家族への精神的なケア 被害企業への補償制度 契約履行中断での経済的損失や危機発生後に生じる費用（報道対応）
在外公館	安全対策協議会 在外日本企業への情報の提供	発生時の政府連絡先の確認（24時間体制） ・ 邦人退避・救出 ・ テロリストとの交渉支援 ・ 救出・避難支援	傷病者の緊急搬送や第三国での治療が必要な場合の支援 犠牲になられた方のご遺体の搬送に関する支援 危機発生に伴う当該国政府との折衝支援
日本政府	日本企業への情報の提供	発生時の政府連絡先の確認（24時間体制） 危機発生時の政府専用機による救出（チャーター機手配） （報道対応）	テロ被害に関わる被害者及び被害者家族への支援（通常の民間保険が適用されない事象等に対する支援） 犯罪被害者等基本法の適用 被害者及びその家族への配慮 ・ 被害者遺族の意向を十分に尊重して、情報公開の是非を決定 ・ 生存者の人権の尊重 ・ 危機発生時の被害者の残留家族への精神的ケア

海外在留邦人・在外日本企業の保護のあり方に関する要望

2013年3月27日
一般社団法人 日本貿易会

先般、アルジェリアにおいて発生した人質事件は、大変痛ましい結果となった。わが国企業は全世界で幅広く事業を展開しており、各地における従業員の安全確保を何よりも重要視してきた。一方で、こうした課題には、官民が連携して取り組むことが不可欠であることが今回の事件によって改めて示された。

わが国としてより一層の危機管理対策を講じることの必要性に鑑み、海外在留邦人・在外日本企業の保護のあり方について、下記のとおり要望する。

記

1. 基本的考え方

海外における安全は、基本的には進出企業、旅行者等が自己責任において対応すべきではあるものの、その対応には限界がある。海外在留邦人の安全確保に係る実効性を高めるべく、わが国のあらゆる組織が一体となって機能することが重要である。政府においては、主要国の政府や諜報機関との情報網も確保しつつ、より早く精度の高い情報を共有することが求められる。

国際関係の動乱やテロ事件等が発生した場合の対応においては、初期段階からの各種情報の収集・分析が最重要であり、外務省・現地公館や企業側などにおいて情報の共有化を最大限可能とする仕組みの構築が必要である。

安全確保を実現するためには、日頃から当該国政府、企業等との信頼関係の構築が極めて重要であり、特に政府には当該国政府との信頼関係構築を図って頂きたい。

2. 情報収集・予防に向けた平時の取組み

在外公館からの在留邦人宛連絡、注意喚起の発信、定期会合（安全対策協議会等）は適切に実施・運営されており、引き続き施策を維持していただきたい。また、危機発生時においても平時の体制を機能させるための施策立案、必要な機器類（通信手段等）の整備、標準化指導を行っていくことが必要である。

(1) 官民一体での情報体制の構築

危機が発生した際には各種情報が様々なルートを通じて入ることとなるので、より精度の高い情報・分析まで高めるようにする推進母体が必要であり、その母体においては、情報分析、予防策の作成、関係先へのタイムリーな発信を行う仕

組みを構築することが求められる。体制構築にあたっては、政府として民間からの情報や提言などを能動的に聴取・検討・受け入れる体制を早急に整備しつつ、政府機関の情報分析能力の向上および分析結果の積極的開示、さらには民間との情報内容のすり合わせを行うことによって、必要な予防策を迅速かつ柔軟に実施し得る官民一体の体制づくりが必要である。

また、危険度の高い国を中心に防衛駐在官を派遣し、現地にて専門的な情報収集を行い、関係企業に情報共有を行う体制を整備すべきである。

(2) 情報提供の強化

外務省海外安全ホームページによる情報提供に加えて、在外公館のホームページ上で在留邦人・企業に対する安全情報の内容の充実および国別での治安情報のメール配信の充実などを推進することが求められる。

2011年7月に開設された「オンライン安否照会システム」については、親族だけでなく、緊急度のレベルによっては企業のリスク対策担当者も利用可能とすることを検討すべきである。

(3) 安全対策強化の促進

IT/通信環境の整備に対する規制、VISA/入出国に関する規制など安全対策の予防策を講じる上で、相手国側の規制措置等が障害となるケースもあり、その解消に政府として支援していただきたい。

危機発生時には旅行者の安全確保も重要であり、企業が行っている渡航者への教育等の題材を啓蒙等に有効利用願うよう検討願いたい。

3. 危機発生時の対応

危機の発生に際しては、事態の把握・情報収集を正確かつ迅速に行うことが基本となる。そのため、国外退去等を判断するための有効な情報を、可能な限り適時的確に発信していただきたい。特に危険地域においては、民間では国外脱出の判断が困難な場合もあるため、「政府機関の要請」として必要に応じて前広に退避勧告を行うことが望ましい。

(1) 危機事案において被害者が発生している場合

危機発生国および関係諸国の政府組織、治安・警察関係者の協力に加えて、在外公館の支援・協力が不可欠となるので、そのための協力体制の確立、民間への情報展開体制を普段から整備しておくことが求められる。

様々な対応において情報共有、相談が必要となることから、官民双方のコミュニケーション・チャンネルを確立すべきである。具体的には、危機に直面している企業が政府の対策室に参画し、迅速かつ柔軟な判断を可能とする体制を整備するなどの対応が望まれる。

マスメディア対応については、特に被害者の氏名公表に関して慎重に対応を検討・協議する必要がある。

(2) 危機事案に巻き込まれないよう早急に避難、安全対応が必要な場合

退避のタイミング、トリガーとなる事象について、予め考察しておく必要がある。民間による退避ルートの確保が困難な場合もあることから、在外公館による退避ルートの確保とそのガイドラインの整備を進めるとともに、最大限の退避・出国手段の確保を行っていただきたい。また、在外公館における退避場所の提供が最後の拠り所となるので、施設の安全確保、備品・食料備蓄等の充実をお願いしたい。

4. 事後的な協力（被害者の心のケア、事件の検証等）

被害者の心のケアについては、専門的なアドバイス等の支援を行うことを検討いただきたい。

事件の検証等については、一企業ではまとめる事は困難であることが予想されるため、政府主導による検証委員会の設置等により専門的・多面的な分析と情報公開をお願いしたい。

5. 保険制度の見直し

在外日本企業の保護のあり方については、安全確保が最優先課題ではあるが、わが国企業が事業を展開するにあたっての支援も肝要である。

特に、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）を通じて政府が運営している海外投資保険の填補事由には「戦争、革命、テロ行為その他内乱、暴動、または騒乱」が含まれているが、「事業不能等」（事業会社が破産、3ヵ月以上の事業の休止等の状態にあること等）が条件となっており、保険金支払いに到るケースが大きく限定されている。当該「事業不能等」要件の削除あるいは緩和など、事故認定の弾力化をお願いしたい。

民間保険会社では「戦争、革命、テロ行為その他内乱、暴動、または騒乱」リスクは基本的には免責としている。中には引き受けるケースもあるが、保険会社の引き受けキャパシティーに限られ、実際には付保出来ないケースや、引き受けキャパシティーが確保出来たとしても料率が高すぎるケースなど、利用が難しい状況である。

以 上

危機管理の各段階とオペレーションから検証への流れ

【危機管理の5段階】



【検証報告書内容】



検証報告項目以外に考慮する対策及び対処案の一例を提示します。

【回避策】

- ①関係省庁からの情報集約・分析を行い具体的な回避策を在外邦人に指導・伝達する。
- ②避難場所として在外公館の安全性及び緊急事態対処能力を高める。

【拡大阻止策】

- ①ERT(緊急対策チーム)の編成と派遣
- ②生存者の救助・保護及び受傷者のトリアージ
- ③テロの次段階攻撃に対する防御

【専門組織投入】

- ①捜査機関 ②救助部隊 ③外交調整 ④医療チーム 等

【ダメージリカバリー】

- ①現地における邦人及び邦人企業活動再開フォロー ②類似地域に対する警戒と体制強化
- ③国内情報発信による注意喚起と啓蒙

【検証】

各フェイズの活動レビューと事案全容説明による対策・対処の見直し。

尚、上記テロ対策は災害対策への準用が可能です。

在留邦人保護有識者懇への提言

FACTA発行人 阿部重夫

1) アルジェリアは「中国有事」の検証例とする

17 人中 10 人死亡 14 万人 (H23 年現在) 中? 最小限化
日支事変 居留民死亡で派兵→泥沼化
在外公館に依存できない (外交官は戦闘訓練がない)
地域特性を考えて応用編を考える

2) インテリジェンス (≠インフォメーション) 欠落

立て籠もり型 (政府情報依存、近隣情報不足、商社情報無視)
アンテナをいかに張るか (遊牧民=ノマド型への転換)
インフォマント型、遊撃型 (七人の侍)、衛星監視、SIGINT

3) OLC配置 (BPモデル)

Operational Liaison Coordinator

もとは作戦連絡将校——正規軍を自在に動かす装置
「人民の大海に浮かぶ孤島」(工場、オフィス、店舗、学校、住居)

4) OLC養成

人材は元自衛官や元警官を訓練
企業派遣 人件費と情報収集費は折半
ネットワーク形成 元締めはNSC事務局
(将来的には官民でPMC運営)

5) 連絡手段

有事に邦人との連絡手段を確保
衛星電話 VPNゲート